

保育の実施選考基準

◆選考方法

- ・【父の基本点数】 + 【母の基本点数】 + 【調整点数A】 + 【調整点数B】 = 【合計点数】
- ・希望園別（第一希望～）による判定をせず、合計点数の高い者から選考する
- ・審査基準日は申込締切日とする

(1) 基本点数

該当する項目に○↓

保護者の状況		月の勤務日数	勤務形態	点数	審査基準日 /
① 居宅外労働者 注1	会社員・ 自営業等	月20日以上	勤務時間が週40時間以上の者(目安：1日8時間)	10	
			勤務時間が週35時間以上の者(目安：1日7時間)	9	
			勤務時間が週30時間以上の者(目安：1日6時間)	8	
	月16日以上 20日未満	勤務時間が週28時間以上の者(目安：1日7時間)	8		
		勤務時間が週24時間以上の者(目安：1日6時間)	7		
		勤務時間が週16時間以上の者(目安：1日4時間)	6		
	月16日未満	勤務時間が週16時間以上の者(目安：1日5時間)	5		
就労時間変更	既に就労しているが、保育所入所に伴い、就労時間が増える見込み(上記の該当する勤務形態に当てはめ右の点数を減ずる)	-1			
就労予定者 (求職者)	保育所入所決定後1ヶ月以内に勤務できることを証明できる者(内定者)(上記の該当する勤務形態に当てはめ右の点数を減ずる)	-2			
	上記以外の者	3			
② 居宅内労働者 注2	会社員・ 自営業等	月20日以上	勤務時間が週40時間以上の者(目安：1日8時間)	9	
			勤務時間が週35時間以上の者(目安：1日7時間)	8	
			勤務時間が週30時間以上の者(目安：1日6時間)	7	
	月16日以上 20日未満	勤務時間が週28時間以上の者(目安：1日7時間)	7		
		勤務時間が週24時間以上の者(目安：1日6時間)	6		
		勤務時間が週16時間以上の者(目安：1日4時間)	5		
	月16日未満	勤務時間が週16時間以上の者(目安：1日5時間)	4		
就労時間変更	既に就労しているが、保育所入所に伴い、就労時間が増える見込み(上記の該当する勤務形態に当てはめ右の点数を減ずる)	-1			
③ 日常的に児童の 保育を行う者の入 院・出産疾病等	入院	3ヶ月以上の長期	10		
		1ヶ月以上3ヶ月未満	9		
	自宅療養	常時病臥人(3ヶ月以上の長期は1点加算)	9		
		週4日以上通院加療又は1日4時間、週4日以上安静を要する自宅療養等(3ヶ月以上の長期は1点加算)	5		
		産前・産後の8週間保育に当たる者がいない	6		
④ 心身の障害 (手帳の所持)	身体障害者手帳(1級、2級)、精神保健福祉手帳(1級、2級)、療育手帳(A1、A2)の交付を受けていて、保育が常時困難		10		
	心身に障害があり保育が困難(診断書のみ)		9		
⑤ 日常的に児童の 保育を行う者が親 族の介(看)護をす る場合(1ヶ月以 上)	入院	常時付添い(3ヶ月以上の長期は1点加算)	8		
		1日7時間、週4日以上付添い(3ヶ月以上の長期は1点加算)	7		
		1日4時間、週4日以上付添い(3ヶ月以上の長期は1点加算)	4		
	重度の心身障害者の自宅介護		7		
	通院付添 自宅看護	週4日以上通院加療の付添い又は1日7時間、週4日以上安静を要する自宅看護(3ヶ月以上の長期は1点加算)	6		
		週4日以上通院加療の付添い又は1日4時間、週4日以上安静を要する自宅看護(3ヶ月以上の長期は1点加算)	3		
⑥ 災害復旧	震災、風水害、火災その他災害による自宅の復旧作業のため保育が困難		12		
⑦ 不存在	死別・遺棄・離婚・未婚等		15		
	別居(離婚を前提としている場合)		10		
⑧ 通学	生活手段のための各種学校の学生		8		
	一般学生		3		
⑨ DV・虐待	DVや児童虐待の恐れがあり、昼間の保育が必要と認められる者		10		
⑩ その他	前項に掲げるもののほか、児童福祉の観点から社会的な養護が必要な場合など、明らかに保育が必要と認められる場合		2~10		
基本点数 小計					

(備考) ※ ①～⑧で保護者の状態は主たるもの2項目を適用する

※ ①と②において、複数に勤務している場合等は勤務日数・時間を合算して判断する。

注1 勤務時間に休憩時間を含める。

注2 勤務時間に休憩時間を含めない。

(2) 調整点数

A. 世帯の状況（複数該当しても合算せず、点数の高いものをいずれか一つ該当とする。）

状況	内容	点数	
緊急措置	生計主宰者である保護者の死亡または疾病等により生計主宰者以外の就労なし	5	
生活保護	生活保護受給世帯で自立に向けて求職活動または就労している	5	
ひとり親家庭等	ひとり親家庭その他これに準ずる家庭で同居の親族等がない	5	
	ひとり親家庭その他これに準ずる家庭で同居の親族等がいるが、その全員が基本点数に該当する	3	
同居の親族等の状況	同居の親族等がいる（左記の者全員が基本点数に該当する場合を除く）	-2	
調整点数A 小計			

(備考) 同居の親族等の取扱

- (1) 65歳以上の者及び18歳未満の就学者等については、保育が困難と判断する。
ただし、18歳未満の就学者等のうち婚姻している者を除く。
- (2) 同居の取扱いは、住民基本台帳で世帯分離しているものであっても同一の住居に居住する場合は、同居と判断する。

B. その他の状況（複数選択可。ただし、一つの状況から重複して選択不可。）

状況	内容	点数	
きょうだいの状況 注3	きょうだいが入所している	2	
	きょうだい幼稚園在園中で、預かり保育等の利用がない。（利用予定ありの場合を除く）	-3	
	きょうだい未入所である（待機児童等を除く）	-4	
保育士	就労中若しくは就労予定の職業が保育士である	3	
地域型保育事業からの入園	地域型保育事業を利用していた満3歳以上の児童	5	
再入園	育児休業前の保育所に再入園のとき（該当児童のみ対象）	4	
産休育休 復帰	産休及び育児・介護休業法明けの復職（待機期間中にすでに復職している者も含む）	1	
	育児休業の延長を許容でき、調整点数の減算を希望する場合（入所保留通知を希望するにチェックをした場合のみ）	-20	
納付	督促等に対し対応がない又は過年度の滞納がある若しくは納付意欲が確認できない	-10	
	督促等に対し対応があっても速やかな納付がないが納付計画等に基づく分割納付を行っている	-5	
転園	兄弟姉妹と同一の保育所を希望する	2	
	希望理由が、上記及び転居・勤務先変更・町内保育所に入所できず町外保育所に通園している等、やむを得ない事情があると認められる場合以外のもので、入所後1年未満の場合	-3	
	町外からの転入（予定）者で、現在通園中の町外の認可保育所等を退園する場合	1	
広域入所	町外居住者である（転入予定者を除く）	-20	
その他	就労・疾病・介護等の理由で保育を必要としているが、加えて家庭での保育が困難な家庭であると認められる場合（主に要保護・要支援となっている場合）、特別な配慮が必要と認められる世帯	要フォロー者	1
			2
	要支援	半年以上支援なし	3
		在宅支援中	4
	要保護	在宅支援中	5
		一時保護・措置歴がある	6
調整点数B 小計			

注3 新年度入所選考時、卒園予定のきょうだいは該当せず。

◆同点の場合は、以下の順位を基本に総合的に判断する。

- 1 危険性または緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯
 - 2 入所希望理由による優先度
 - ①災害復旧 ②疾病・障害 ③就労（居宅外） ④就労（居宅内） ⑤介護・看護
 - ⑥就労内定（居宅外・居宅内） ⑦就学 ⑧妊娠・出産 ⑨求職活動
 - 3 ひとり親家庭を優先する
 - 4 所得のより低い者を優先する
 - 5 多子世帯を優先する
 - 6 祖父母等親族の居住状況で、より自宅からの距離に近い者の優先度を下げる
- ※ 保護者の就労先等が遠方のため、希望園が限定されてしまう者を優先する。
ただし、希望園を優先するものであり、入所を優先するものではない。